

五監公告第7号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和3年3月31日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
佐 藤 渉

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

教育委員会 学校教育課

3. 監査の期間

令和3年1月29日～令和3年2月24日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 中学校各種文化体育大会補助金について、補助事業実績報告書の添付書類に、日付の整合性が取れないものが見受けられる。補助事業者には、適正な申請書類の提出を指導されるとともに、事務処理に遺漏の無いよう努められたい。	大会参加費の一部が交付申請日前に納付されておりましたが、日付に不整合があることに気付かずに不適正な事務処理をしておりました。学校には年度当初早々に交付申請を行うよう指示をするとともに、書類に不備や不整合がないか、十分確認するよう職員に指導いたしました。今後このようなことがないよう十分注意し、適正な事務処理に努めてまいります。
② 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当契約（政策目的随意契約）とした業務委託において、五泉市契約事務規則第4条第4項第3号に規定の事後公表がされていないものが見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	一部業務において、事後公表を忘失しておりました。指摘を受け、直ちに事後公表するとともに、各学校から学校教育課への連絡に遺漏が生じないように、各学校と確認を行いました。今後、このようなことがないよう十分注意し、適正な事務処理に努めてまいります。